

○経済産業省告示第九十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月五日から施行する。

平成二十五年四月五日

経済産業大臣 茂木 敏充

第一号ト中「並びに」を「、」に改め、「（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。」の下に「並びに北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。」を加える。